

平成25年3月29日

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

**新商品「教育資金贈与信託」の販売開始について**

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 <sup>わかばやし たつ お</sup>若林 辰雄）は、お孫さま等への教育資金の贈与を支援する新たな信託商品「教育資金贈与信託」を、4月1日より販売を開始しますので、お知らせいたします。

「教育資金贈与信託」は、祖父母さま等※が、教育資金をお孫さま等※へ「一括贈与」した場合においても、贈与税が非課税となる商品であり、平成25年度税制改正によって創設された制度に基づく商品です。（※ 教育資金を贈与する方を「祖父母さま等」、贈与を受ける方を「お孫さま等」としております。）

商品のポイントは、以下の通りとなります。

- ・ お孫さま等1人あたり、1,500万円までの教育資金贈与が非課税となります。
- ・ ご契約できるのは、平成27年12月末までとなります。
- ・ 元本に万一欠損が生じた場合には、弊社が補填します。また、預金保険の対象です。
- ・ 管理手数料をご負担いただくことなく、ご利用いただけます。

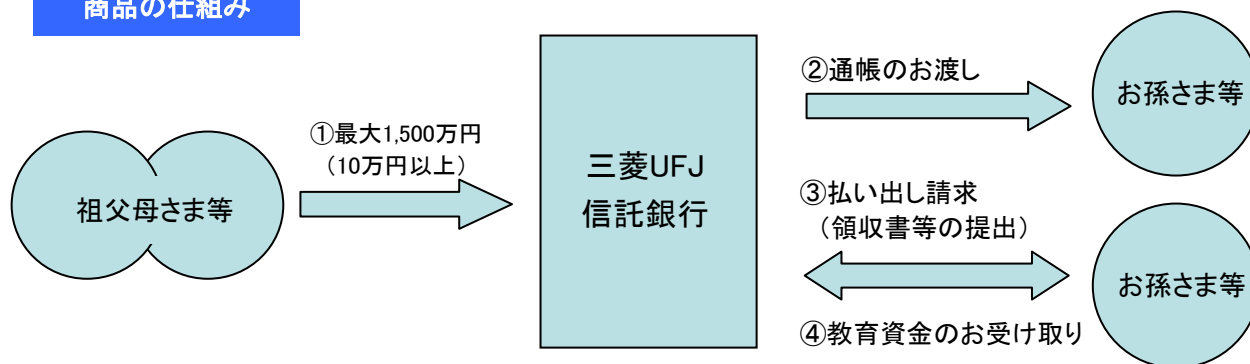
今後も、三菱UFJ信託銀行は、資産管理の機能を活かした広く社会のお役に立てる商品・サービスをご提供し、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

**【商品の概要】**

委託者 (祖父母さま等)	・ 教育資金を贈与する方 ・ お孫さま等と直系（曾祖父母、祖父母、父母など）である必要があります
受益者 (お孫さま等)	・ 教育資金の贈与を受ける方 ・ 祖父母さま等と直系（子、孫、ひ孫など）で、30歳未満である必要があります
信託期間	お孫さま等の30歳の誕生日の前日までの期間
信託金額	10万円以上1,500万円以下（お孫さま等一人あたり）
中途解約	中途解約はできません
信託報酬	・ 管理報酬：無料 ・ 運用報酬：3月・9月の各25日および信託期間満了日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額（予定配当率と信託金の元本により計算される額）等を差し引いた金額
取扱店舗	三菱UFJ信託銀行の国内本支店で取り扱い

以上

## 商品の仕組み



### (1) ご契約時

- ①祖父母さま等は、贈与される教育資金を弊社に信託していただきます。(1,500万円まで)
- ②契約後、弊社はお孫さま等に通帳をお渡しします。

### (2) 払い出し時（お孫さま等にてお手続き）

- ③お孫さま等は、教育資金の払い出しの請求を行い、領収書等を提出します。
- ④弊社にて内容確認のうえ、お孫さま等へ教育資金をお支払いします。

(※) お孫さま等が未成年の場合、親権者さまとお手続きをさせていただきます。